

F 0・8・3

平成30年8月9日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市監査委員 彦根 啓

同 坪井 廣行

同 江成 直士

同 小野 弘

平成29年度決算に基づく健全化判断比率の審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出する。

以上

平成29年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成30年6月1日から同年8月6日まで

3 審査の概要

この健全化判断比率審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果及び意見

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

実質赤字比率、連結実質赤字比率等の健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準内となっており、引き続き、財政の健全化に努められたい。

健全化判断比率

(単位：%)

区分	平成29年度	平成28年度	早期健全化基準
実質赤字比率			11.25
連結実質赤字比率			16.25
実質公債費比率	2.9	2.9	25
将来負担比率	39.0	36.5	400

(注) 実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は「 」を表示